



金 沢 市 公 報

号外第24号の2

平成26年(2014年)9月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次 | ページ | |
|--|-----|--|
| ●選挙管理委員会告示 | | ○教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (") 1 |
| ○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会) | 1 | ○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (") 1 |
| ○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (") | 1 | ○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (") 2 |

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月26日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,310人

●金沢市選挙管理委員会告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月26日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,823人

●金沢市選挙管理委員会告示第91号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月26日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,823人

●金沢市選挙管理委員会告示第92号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月26日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,310人

●金沢市選挙管理委員会告示第93号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月26日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

60,912人

| | | | |
|-------------------|---------|-----|--------------------------|
| 平成26年(2014年)9月26日 | 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 平成26年(2014年)9月26日 | 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| | 定価 120円 | 印刷所 | 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄 |